

弥富市の公共下水道



YATOMI

はじめに

弥富市は、豊かな水環境と共に着実な発展を遂げてきました。今後もこの豊かな水環境を守り残していかなければなりません。

私たちが普段の生活をおくるうえで、台所、風呂や洗濯などの排水は、水路をって川に流れています。そのため、水路には、ヘドロや悪臭が発生し、川や海の汚れはひどくなっています。私たちは使った水をもとのきれいな水にして、自然にかえす必要があります。

本市は、平成14年度から弥富市公共下水道（以下“下水道”）の整備を行い、持続可能な開発目標であるSDGsにもある、「すべての人々（市民）の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことを目標に、水環境及び生活環境の改善に取り組んでいます。今後、一日でも早く下水道が利用できるように努めますので、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



SDGs 目標6 [水・衛生]

目次

1. 下水道の役割	1
2. 下水道のしくみ	2
3. 下水道事業の財源	3
4. 宅内排水設備について	4・5
5. 排水設備工事のすすめ方	6・7
6. 下水道事業宅内配管整備資金 融資あっせん制度について	8
7. 浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度 について	8
8. 下水道使用料について	9・10・11
9. 下水道使用時の注意事項	12・13

1. 下水道の役割

**下水道が整備されると…
快適な生活環境と豊かな自然が守られます。**

川や海がきれいになり、
魚などの様々な生物のすみやすい環境となります。

下水道の役割って
何だろう？



水路がきれいになり
悪臭がなくなります。

蚊やハエの発生を防ぐため、
伝染病の予防になります。

衛生的な水洗トイレが
使用できるようになります。

浄化槽の点検、清掃、
電気料も不要になります。



2. 下水道のしくみ

私たちの家庭の台所やトイレ・風呂・洗面所からでる生活排水や、事業所からでる営業排水は、道路の下などに埋められた下水管きよに流れ込みます。集められた汚水は、日光川下流浄化センターへ運ばれ、沈殿や微生物による分解、消毒などの処理を行ったのち、名古屋港に放流されます。

また、本市においては、汚水と雨水を別々に集めて排除する『分流式』を採用しています。



下水道の種類

①流域関連公共下水道

市内からでる生活排水や営業排水などの汚水を集めて、流域下水道の幹線管きよに排出するもので、市が主体となって事業を行います。

②流域下水道

日光川下流流域の4市2町（弥富市、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町）の流域関連公共下水道からの汚水を日光川下流浄化センターに集めて一括処理を行うもので、県が主体となって事業を行います。

下水道の施設

① 下水管きょ

汚水を流すための管であり、円形で直径が 150mm から流量によって大きくなります。また、管の途中には、維持管理のためマンホールを設置します。

② 中継ポンプ場

下水道は自然流下を原則としていますので、河川の横断等で著しく深くなる場合があります。このような場合、途中にポンプ場を設け、地表近くまで汚水を汲み上げます。弥富市鎌島に、弥富ポンプ場（県の施設）があります。

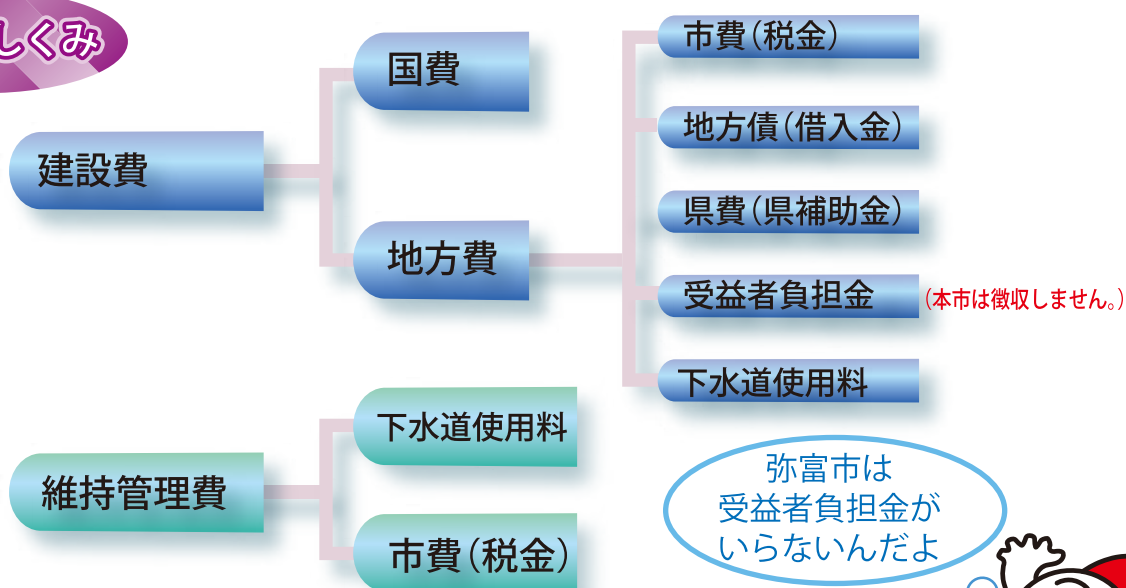
③ 終末処理場

集めた汚水を浄化するための施設です。弥富市上野町に位置する日光川下流浄化センター（県の施設）が終末処理場となります。

3. 下水道事業の財源

下水道を整備するためには、下水管きょの布設や公共汚水ますの設置、汚水を処理する処理場等の維持管理に多額の資金を必要とします。この資金は、国や県の補助金、地域の方に納めていただく受益者負担金（本市の公共下水道は、賦課徴収しません。）、市費、地方債（借入金）及び下水道使用料が用いられます。

財源のしくみ

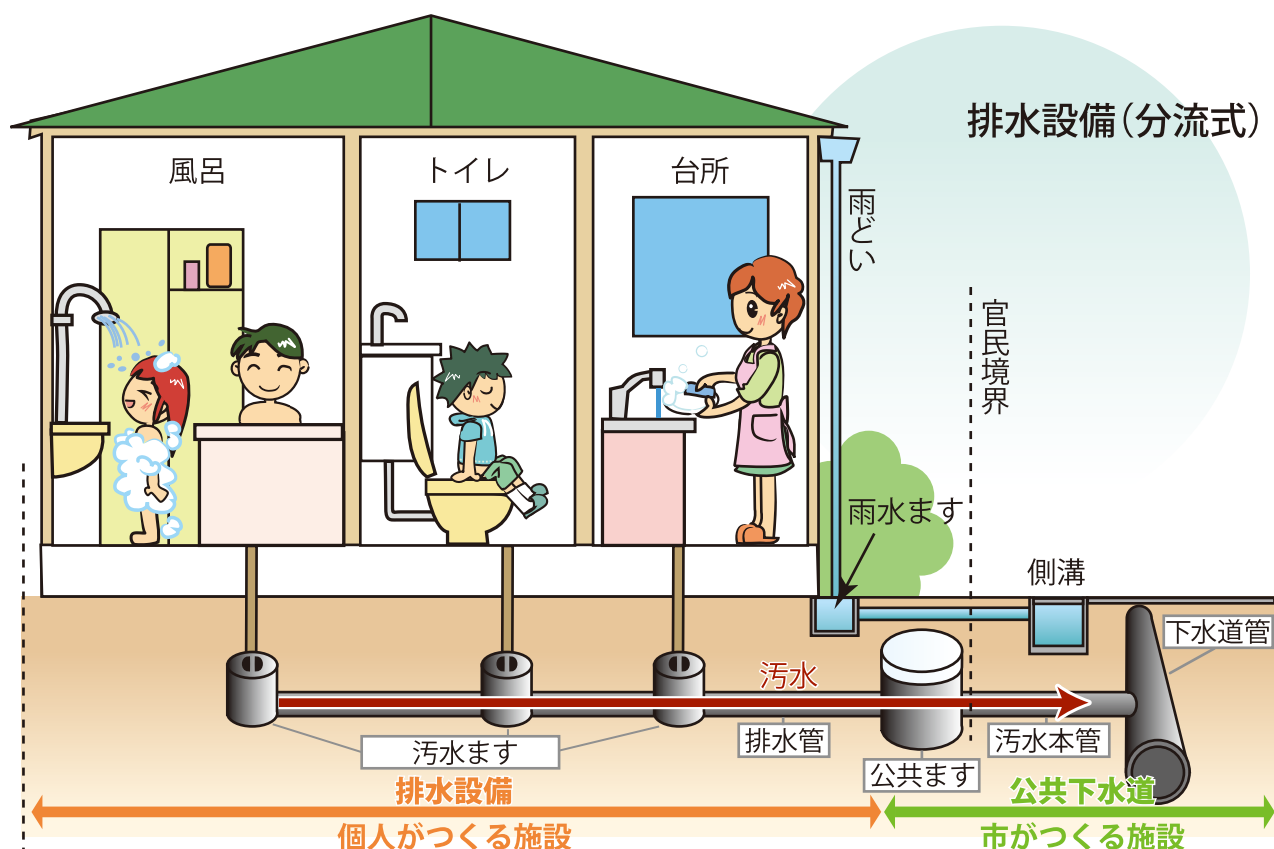


弥富市は
受益者負担金が
いないんだよ



4. 宅内排水設備について

下水道の工事が終わり、使用できるようになりましたら、市の広報等で供用開始の時期や区域をお知らせいたします。供用開始区域内にお住まいの方は、汚水を下水道へ流すための『排水設備』を工事していただく必要があります。



※ 雨水ますの污水管きょへの誤接合に注意ください。

『排水設備』とは

『排水設備』とは、台所やトイレ・風呂・洗濯などの生活排水を下水道へ流すための排水管や汚水ますなどの設備で、みなさま個人のご負担によって設置、維持管理をしていただくことになります。

★特定事業場※からの排水（薬品や高濃度の廃液を下水道へ流す場合）については、事前の届出と、悪質物を除去する除害施設の設置が必要ですので、あらかじめ下水道課にご相談ください。

※特定事業場とは、特定施設を設置する工場又は事業場のことです。例えば、製造業などの工場、クリーニング業、ガソリンスタンド、写真現像業、飲食店、病院等は、特定事業場に該当する場合があります。

● 下水道への接続はすみやかに

排水設備はすみやかに設置しましょう。

供用開始後はすみやかに排水設備を設置して、公共下水道に接続してください。

(下水道法第 10 条)

くみ取り便所は 3 年以内に水洗化しましょう。

下水道処理区域内のくみ取り便所は、供用から 3 年以内に水洗トイレに改造してください。

(下水道法第 11 条の 3)

新築・増築するときは下水道に切替えましょう。

処理区域内では、公共下水道への接続をしなければ建物の新築・増築をすることはできません。

(建築基準法第 31 条)

浄化槽は廃止しましょう。

浄化槽は廃止して、すみやかに公共下水道に接続してください。

また、浄化槽の廃止については、届出が必要です。

(浄化槽法第 11 条の 3)

● みなさまへのお願い

下水道は、『生活環境の改善』、『公衆衛生の向上』、『公共用水域（海や川）の水質保全』等の役割をはたす重要な社会基盤の一つであり、近年では、私たちの日常生活や社会経済活動を根底から支えるため、欠かすことのできない施設となってきました。

現在、弥富市でも、私たちの生活排水などの原因により、河川や排水路の水質汚濁が進行しています。そのため、市では、下水道の普及は未来に対する責任であると考え、できる限り早期に下水道を利用できるよう施設の整備を進めております。

今後、下水道が供用開始されました区域内のみなさま方には、すみやかに接続していただきますようご協力をお願いいたします。

下水道へ
早く接続しましょう!!



5. 排水設備工事のすすめ方

排水設備(水洗化)工事の申し込みから検査まで

《排水設備工事・便所の水洗化工事は「指定工事店」へ》

適切な構造の排水設備を設置していただくために、工事は市指定の下水道排水設備指定工事店の中から選んで施工していただく必要があります。(指定工事店一覧表は下水道課へお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。)

排水設備工事をすすめるうえでの注意が必要な事項

○見積書は必ずもらいましょう。『工事費用は、みなさまの負担です』

排水設備工事費用はみなさまに‘負担’していただくことになります。また、排水設備工事は、条件によって金額が異なります。そのため、指定工事店と十分に相談の上、施工方法の説明を受けて、見積書の提出を依頼しましょう。また、見積書の内容を確認後、工事開始の手続きを行いましょう。

○無資格業者に注意しましょう。『悪質業者に注意』

指定工事店でない業者や、責任技術者登録をしていない者が偽って排水設備工事を行ってトラブルになる場合があります。見積もりを依頼する時に、指定工事店証や責任技術者証の提示を求め確認しましょう。

○工事の確認は自分でしましょう。『工事監督はみなさまです』

排水工事の完了検査は市が行いますが、それまでは、みなさまがよく確かめ、十分納得する工事をしてもらうことが大切です。

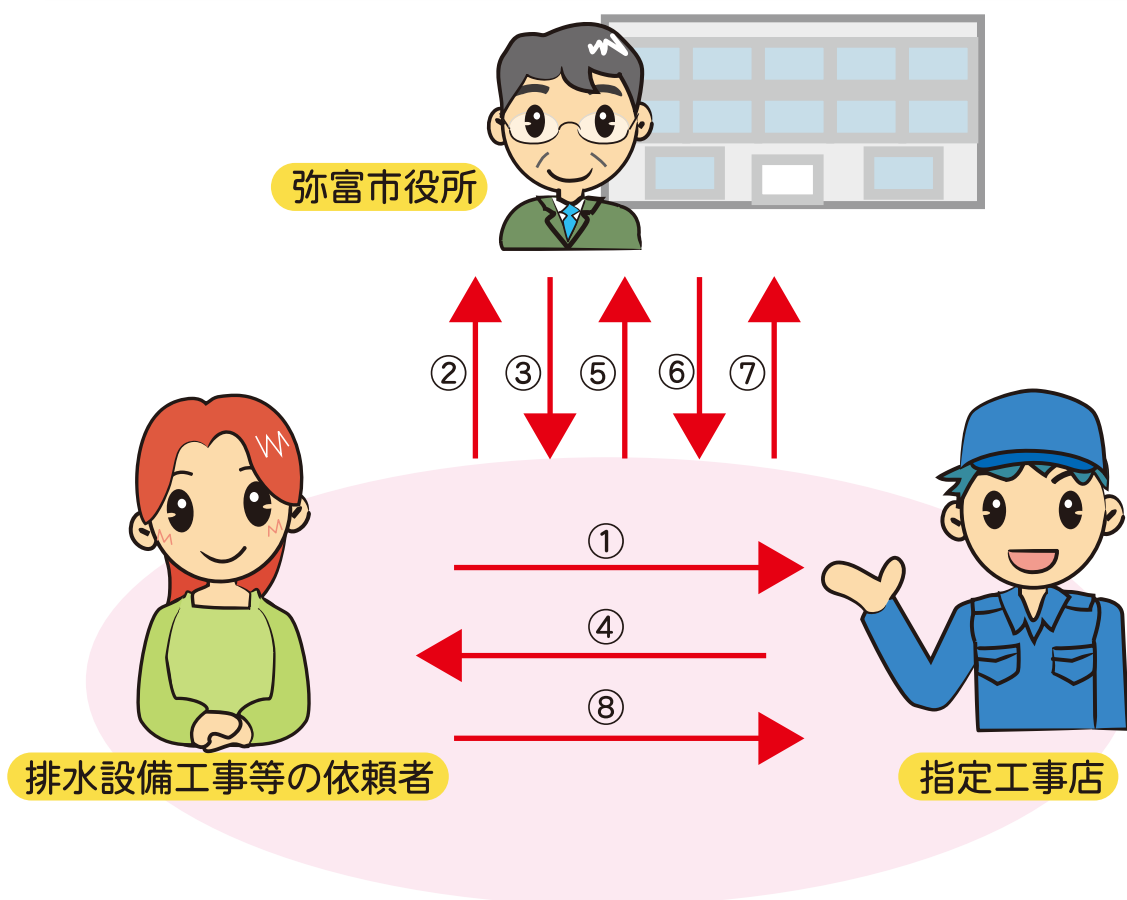
○新築及び増築の場合も排水設備工事が必要です。『下水道への接続は義務です』

下水道は、整備が完了した区域から随時部分的に供用を開始します。そのため、下水道の整備を予定している区域であっても、未供用の区域に新築等をされる方は、供用開始されるまでの間は浄化槽が必要となります。このような場合は、あらかじめ下水道への切り替えが簡単に行えるような排水設備工事しておくことが重要です。

○下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん制度をご利用される方へ

工事の申し込みと同時に下水道課にて手続きを行ってください(詳細は市ホームページ参照もしくは、下水道課にお問い合わせください。)

排水設備工事の申し込みから検査まで



①排水設備工事の契約

- ・指定工事店から見積もりを取り、工事費・施工期間・施工内容などについて十分に検討し、契約時には見積書・申請書類などを必ず確認してください。
- ・下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん制度を利用される方は、指定工事店に伝えてください。

②『排水設備計画確認申請書』の提出（下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん制度を希望する方は、同時に申請が必要）

③申請書を審査・確認し、申請書副本を返却することで工事の許可となります。

④排水設備の工事着手

⑤排水設備の工事完了後、『排水設備工事完了届』の提出

⑥市の職員が工事の検査を行います。

- ・検査に合格すると『排水設備工事検査済証』を交付します。

⑦「公共下水道使用開始届」の提出

⑧工事費の支払い

わからないことがあったら
なんでも聞いてみようね



6. 下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん制度について

下水道の供用が開始されますと、排水設備工事や浄化槽を廃止するために、一時的にまとまった費用が必要となります。一度に皆さんの負担とならないように、『下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん制度』を設けています。当制度の利用を希望される方は、工事を始める前に下水道課にご相談ください。

7. 浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度について

現在お住まいの区域が、下水道の供用開始となりますと、浄化槽から下水道へ切り替え工事を行っていただくこととなります。その際、不要となった浄化槽を雨水貯留槽へ転用することが可能です。また、浄化槽を雨水貯留施設へ転用する費用の一部を補助します。

【効果】

- ①資源（浄化槽）の有効利用
- ②降雨時の河川の負担の軽減
- ③雨水の有効利用（散水・洗車等）
- ④雨水の有効利用により上下水道料金の負担の軽減

【補助の対象となる方】

- ・浄化槽を雨水貯留槽へ転用する工事を自らの負担により行う方。
- ・市税を滞納していない方。

【補助の対象となる工事】

- ・浄化槽内部の不要部品の撤去に係る工事（汚水汲取り、清掃含む）
- ・仕切り板の穴あけ工事
- ・雨水集水配管及び雨水管の取付け工事
- ・ポンプの設置に係る工事（ポンプ本体費用、電気工事を含む。）

【補助金の額】

- ・一基当り工事費用の1/2（上限額5万円）

【補助の条件】

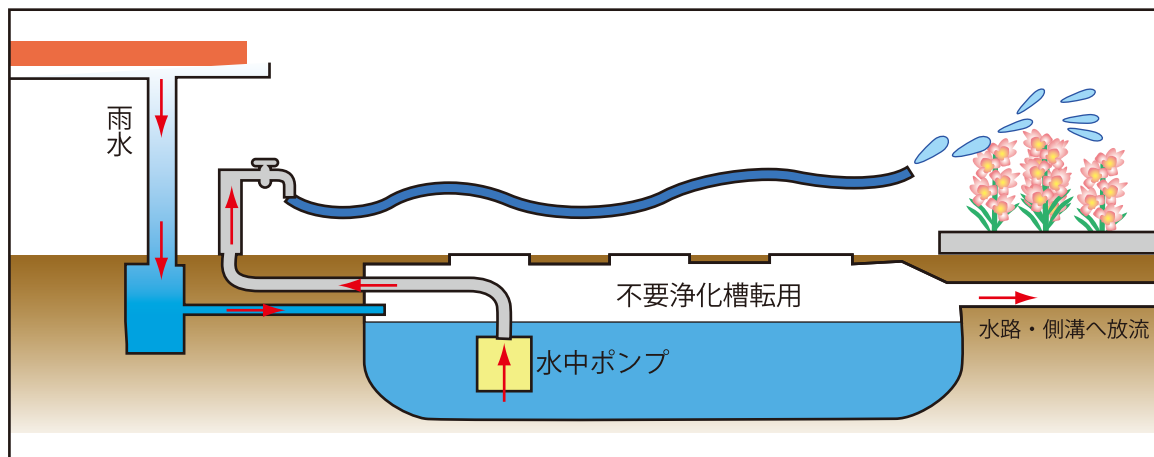
- ・雨水貯留施設の設置後、7年間以上存置すること。
- ・供用開始後、3年以内の申請であること。



【書類の申請方法】

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書を提出してください。
(詳細は下水道課にお問い合わせください。)

雨水貯留槽のしくみ



8. 下水道使用料について

排水設備を設置し、下水道への接続が完了して使用を開始しますと、使用者の方から、流す汚水の量に応じて下水道使用料を徴収します。

この下水道使用料は、原則として、水道水の使用量に応じて一定の算定基準で算出します。

● 下水道使用料の算定方法

- 下水道使用量は、原則的には上水道の使用水量とします。
- 水道水と、井戸水等の水道水以外の水を併用した場合は、使用者の使用の実態を勘案し市長が定めます。
- 水道水を別目的（生活排水となるもの以外）で使用した場合で、かつ下水道に流さないその使用量を確認できるものがあるときは減算します。
- 海部南部水道企業団が認めた水道管からの漏水は、減算します。

支払い方法

海部南部水道企業団に、上水道料金と下水道使用料を併せて2か月ごとに納めていただきます（上水道、下水道別々の納付方法はできません。）。

●口座振替の場合

上水道料金を口座振替されている方は、上水道と同じ口座から振替されます。

●直接納付の場合

下水道使用料と上水道料金が1枚になった納付書を送付しますので、納付書に記載されている金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください（市役所の窓口では受け付けておりません。）。

計算方法

下水道使用料＝基本使用料＋超過使用料

種 別	区 分	排 出 量	1 使用月につき
一 般 用	基本使用料	10m ³ まで	1,500 円
	超過使用料 1m ³ につき	10m ³ を越え 50m ³ まで	150 円
		50m ³ を越え 100m ³ まで	180 円
		100m ³ を越え 500m ³ まで	210 円
		500m ³ を超えるもの	240 円
一時使用	使用料 1m ³ につき		300 円

表中の料金は消費税抜き（別途、消費税がかかります。）

使用料の計算例

一般用で、水道使用量が1か月で30m³の場合

基本使用料(10m³まで) 1,500 円…①

超過使用料(11m³～30m³まで)

150 円 × 20m³ = 3,000 円…②

下水道使用料請求額

1か月分計：①＋② = 4,500 円

計算例は、消費税抜き

一般用で、水道使用量が2か月で50m³(1か月で25m³)の場合

基本使用料(10m³まで) 1,500 円…①

超過使用料(11m³～25m³まで)

150 円 × 15m³ = 2,250 円…②

1か月分計：①＋② = 3,750 円…③

下水道使用料請求額

2か月分計：③×2か月分 = 7,500 円

計算例は、消費税抜き

使用料早見表

(2か月あたり)

水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)
0~20	3,000	52	7,800	84	12,600
22	3,300	54	8,100	86	12,900
24	3,600	56	8,400	88	13,200
26	3,900	58	8,700	90	13,500
28	4,200	60	9,000	92	13,800
30	4,500	62	9,300	94	14,100
32	4,800	64	9,600	96	14,400
34	5,100	66	9,900	98	14,700
36	5,400	68	10,200	100	15,000
38	5,700	70	10,500	150	24,000
40	6,000	72	10,800	200	33,000
42	6,300	74	11,100	300	54,000
44	6,600	76	11,400	400	75,000
46	6,900	78	11,700	500	96,000
48	7,200	80	12,000	1,000	201,000
50	7,500	82	12,300	1,500	321,000

表中の料金は消費税抜き（別途、消費税がかかります。）

知っておきたい
水のこと

魚がすめる水質にするために必要な水の量は？

たくさんの水が
必要なんだよ！



浴槽

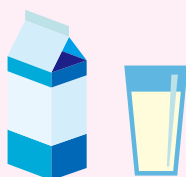
1杯 300ℓ



しょうゆ大さじ 1 杯
(15mℓ)



浴槽 1.5 杯



牛乳コップ 1 杯
(180mℓ)



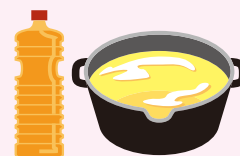
浴槽 9 杯



米のとぎ汁
炊飯器の半分 (2ℓ)



浴槽 4 杯



使用済みの天ぷら油
なべ一杯 (500mℓ)



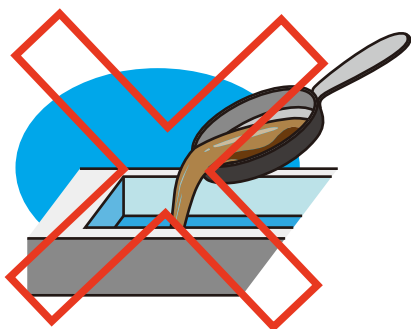
浴槽 330 杯



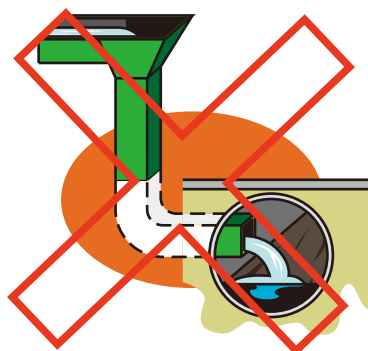
9. 下水道使用時の注意事項

上手に使いましょうーみんなの下水道

下水道へは、何でも流せるわけではありません。下水道はわたしたちの生活環境をよくするための公共財産です。



天ぷら油などの油類や、野菜くずなどを流さないようにしましょう。



雨水を污水管きょに流す接続は禁止されています。

ルールを守って
下水道を
大切に



トイレには、トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないようにしましょう。



ガソリン・シンナー・農薬・アルコール類などの危険物を流してはいけません。



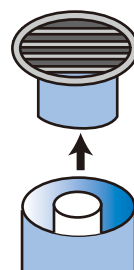
みんなが
少しずつ気をつければ
いいんだね

排水設備がつまったときは

一排水設備の点検と簡単な修繕一



＜排水口のつまり＞
上をはずして中を清掃する。

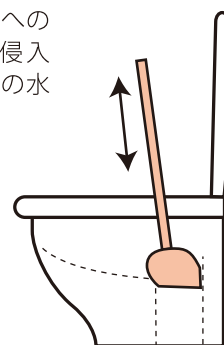


②トラップます

污水管きょから宅内への「においや害虫」の侵入を防ぐため、一定量の水を溜めます

③インバートます

污水を流しやすくするため、みぞをきったます



＜大便器のつまり＞
水を流しながら、ラバーカップを上下に動かす。

④公共ます (直径20cm)

敷地内の排水管和污水管きょとの接続点にあります



点検箇所	点検箇所の状態	処 置 の し か た
①排水口	污水が流れない	排水口の近くでつまっていることがあります。 市販のラバーカップでつまりを取り除いてください。
②トラップます ③インバートます	污水が流れてこない	排水設備工事を行った指定工事店に連絡してください。
④公共ます	污水があふれている	下水道課に連絡してください。



マンホール蓋のデザイン

下水道整備にご理解とご協力をお願いします。

弥富市役所建設部下水道課のホームページもご利用ください。

URL: <https://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000451/1000464/index.html>



下水道に関するお問い合わせは・・・

- | | | |
|-------------------|-----------|----------|
| ● 下水道の整備計画 | ● トイレの水洗化 | ● 下水道料金 |
| ● 排水設備の設置 | ● 貸付金制度 | ● 事業所排水等 |
| ● その他下水道事業に関連したこと | | |

弥富市役所 建設部下水道課

TEL : 0567-65-1111

FAX : 0567-67-4011

令和3年12月